

様式第3号(第12条関係)

会 議 録

会 議 の 名 称	第40回吉川市都市計画審議会
開 催 日 時	令和4年6月22日(水) 午前10時30分から午前11時30分まで
開 催 場 所	吉川市役所 3階 301・302会議室
出席委員(者)氏名	作山康、関口吉男、廣木邦彦、宇野直樹、伊勢谷英子、 遠藤義法、岩田京子、海老原正明、斎藤和雄、成瀬都
欠席委員(者)氏名	小林保広
担当課職員職氏名	都市整備部長 竹内栄一 都市整備部 副部長兼都市計画課長 堀江豊 都市計画課 建築指導担当兼開発指導担当主幹 前田智 吉川美南駅周辺地域整備課長 木村克芳 道路公園課長 高尾匡 河川下水道課長 多田文武 道路公園課 公園緑地担当主査 秋谷安紀 都市計画課 都市計画担当副主幹 油川誠 都市計画課 都市計画担当主事 平野拓也
会議次第と会議の 公開又は非公開の別	1 開会 2 議事 (1) 議第74号 越谷都市計画生産緑地地区の変更について(吉 川市決定) (2) 議第75号 越谷都市計画道路の変更について(埼玉県決 定) 3・3・3号 浦和野田線 3 閉会 ＜すべて公開＞
非 公 開 の 理 由	なし
傍 聴 者 の 数	0名
会 議 資 料 の 名 称	次第、議案書、参考資料
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 録音機器を使用した全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 録音機器を使用した要点記録 <input type="checkbox"/> 要点記録
会議録確認指定者	宇野委員、斎藤委員
その他の必要事項	なし

審議内容(発言者、発言内容、審議経過、決定事項等)	
	<p>1 開会</p>
司会(油川副主幹)	〔 開会 〕
	<p>【 会長あいさつ 】</p>
作山会長	<p>皆さま、おはようございます。会長の作山でございます。</p> <p>本日は、吉川市長から諮問を受けました、「越谷都市計画生産緑地地区の変更について」と「越谷都市計画道路の変更について」審議を行います。</p> <p>都市計画の変更に対する審議会としての答申を決定してまいりますので、今回も委員の皆様それぞれのそれぞれのお立場から、忌憚のないご意見をいただきますよう、ご協力をお願いいたします。</p>
	<p>【 配付資料の確認 】</p>
司会(油川副主幹)	〔 配布資料の確認 〕
	<p>【 職員紹介 】</p>
司会(油川副主幹)	〔 職員紹介 〕
	<p>【 定足数確認(会議の成立) 】</p>
司会(油川副主幹)	〔 委員10名が出席し、審議会が成立することを報告 〕
	<p>2 議事</p>
	<p>【 会議の公開・非公開の決定 】</p>
作山会長	〔 会議の内容が非公開にする案件ではないことを説明 〕
委員	〔 「異議なし」の声 〕
作山会長	〔 会議の公開を決定 〕
	<p>【 傍聴人の確認 】</p>

平野主事	〔 傍聴人：0名を報告 〕 【 署名委員の指名 】
作山会長	〔 会議録の署名委員について、宇野委員と斎藤委員を指名 〕
宇野委員 ・斎藤委員	〔 宇野委員、斎藤委員了承 〕
作山会長	<p>(1)議第74号 越谷都市計画生産緑地地区の変更について(吉川市決定)</p> <p>それでは、これより本日の議事を進めてまいります。審議は、慎重かつ活発なご意見をいただきたいと存じますので、ご協力のほど、よろしく願います。</p> <p>はじめに、「議第74号 越谷都市計画生産緑地地区の変更について」を議事といたします。幹事から説明をお願いします。</p> <p>【 議事(1)の説明 】</p>
高尾課長	<p>それでは、私、道路公園課の高尾から、着座にてご説明させていただきます。</p> <p>それでは、「議第74号 越谷都市計画生産緑地地区の変更について」ご説明させていただきます。議案書の2ページをお開きください。</p> <p>当市では現在、17地区の生産緑地地区があり、そのうち第13-1・13-2・13-3号生産緑地地区に関する変更でございます。</p> <p>議案書の3ページをご覧ください。第13-1号生産緑地地区につきましては、その一部を廃止することにより、面積が約0.22haから約0.13haに変更となるものでございます。第13-2及び13-3号生産緑地地区につきましては、その全てを廃止するものでございます。</p> <p>議案書の5ページをお開きください。第13-1号生産緑地地区の位置は、JR武蔵野線吉川駅の北東約1.9kmで、工業地域内に位置し、西には西大場川が隣接しております。また、第13-2及び第13-3号生産緑地地区は、第13-1号生産緑地地区の周辺に位置しております。詳細につきましては、議案書の6ページになります。また、参考資料の4ページ・5ページと併せてご覧ください。議案書の6ページの、赤の斜線の部分が、第13-1号、第13-2号及び13-3号生産緑地地区でございます。</p> <p>参考資料の4ページをご覧ください。現在の第13-1号生産緑地地区は、赤の斜線の部分と、その上の緑の枠の部分とを合わせたものでございます。この地区につきましては、所有者が、お二人おり、その内の、お一人が所有</p>

する土地の、主たる従事者が亡くなられ、またその農地を引き継いで営農される方がいないことから、生産緑地法第10条第2項の規定に基づきまして、買い取りの申し出があったものでございます。そのため、この地区につきましても、面積が約0.22haから約0.13haに変更するものでございます。

次に、第13-2号生産緑地地区につきましても、所有者が、お二人おり、その内の、お1人が所有する土地の、主たる従事者が亡くなられ、またその農地を引き継いで営農される方がいないことから、生産緑地法第10条第2項の規定に基づきまして、買い取りの申し出があったものでございます。なお、この地区につきましても、所有者が、お二人でございますが、もう一人の方が所有する土地の面積が500㎡の面積要件を満たさなくなりましたので、0.05haの全てを廃止するものでございます。

最後に、第13-3号生産緑地地区は、所有者がお一人で、主たる従事者が亡くなられ、またその農地を引き継いで営農される方がいないことから、生産緑地法第10条第2項の規定に基づきまして、買い取りの申し出があったものでございます。そのため、この地区につきましても、0.05haの全てを廃止するものでございます。市といたしましては、当該生産緑地地区の形状が不整形であることや、周辺に河川が流れ、公園も整備されるなどの状況を踏まえて、買い取らないことといたしました。なお、庁内をはじめ、関係機関に買い取りの希望を確認するとともに、農業委員会を通じて、引き続き農業の従事を希望する方への取得のあっせんも行いましたが、いずれも買い取りの意向がなかったことから、生産緑地法第14条の規定に基づき、第13-1及び13-2号生産緑地地区の一部と、13-3号生産緑地地区の生産緑地地区内における行為制限の解除がされました。

なお、都市計画法第17条第1項の規定に基づきまして、変更案の縦覧を令和4年6月6日から令和4年6月20日までの2週間行いましたが、縦覧者及び意見書の提出はございませんでした。

以上が、「議第74号 越谷都市計画生産緑地地区の変更」の説明となります。

【 議事（1）の質疑・審議 】

作山会長

ありがとうございました。ただいま幹事から議題の説明がありましたが、はじめに、ご意見、ご質問をお受けしたいと存じます。ご意見、ご質問のある方は、挙手をお願いします。

岩田委員

13-1号の生産緑地についてなんですけれども、フェンスがありましてそれを挟んで両側なんだろうなと思っているんですけれども、その隣の事業所の緑地だったのかなと思うんですが、その緑地の部分はなくなるというこ

	とで、事業者の敷地内の緑地面積の確保はどうなるのでしょうか。
高尾課長	こちらの地区につきましては、土地が分筆されておりますので、土地自体は別となっております。フェンス自体は、事業所を含めて囲っているものでございます。
岩田委員	事業所が緑地の割合が決まっている中で、生産緑地がなくなることで、事業所としての緑地の確保には影響はないのでしょうか。
高尾課長	生産緑地は事業所の敷地ではないので、緑地の割合には関係ありません。
岩田委員	フェンスがあるので、そこまで事業所が活用していたのかなと思っていたのですが、事業所と関係ないところにフェンスが設けられているということですか。
高尾課長	はい。
遠藤委員	公園も整備されているので、市で買い取りしないということでしたが、近隣にある公園は、なまずの里公園、大場川でしょうか。その他、買取りについてどのように検討されたのでしょうか。
高尾課長	生産緑地地区につきましては、工業地域に位置しておりまして、工業地域の中になまずの里公園が位置しており、西大場川が流れているということなどから、今回、公園緑地としての活用は難しいというところでした。なお、それ以外の公共施設の可能性についても検討する必要がありますので、庁内に土地の活用について照会を行いました。特段、活用する予定がないと確認させていただいたところでございます。
作山会長	形状が変則と言いますか、不整形だということと、面積が小さいですね。子供の遊び場くらいですかね。三角だと接道条件が悪いですから。家の前の庭的なところなので、あまり公園にはふさわしくないのかなと。緑地だと良いのかもしれませんが、市街地の端っこの工業地域で、さらに工業専用地域の隣ということで、費用対効果は高くないかなと思います。
関口副会長	前回は話しましたが、買取り請求については、当然、予算がないとできないので、生産緑地の解除は今後出てきますので、積立金制度の充実についてお考えはありますでしょうか。
高尾課長	前回の都市計画審議会の生産緑地廃止においても、基金のお話がありまし

	<p>たが、その時にもご説明させていただきましたが、現在のところ基金の創設については考えておりませんが、今後、特定生産緑地で10年間延長できる制度がありますので、そういったところも絡めながら、土地の所有者の意向なども踏まえて、他市町村の状況も参考にしながら、研究してまいりたいと考えております。</p>
作山会長	<p>吉川市は、特定生産緑地への移行はまだ先ですか。</p>
高尾課長	<p>当初の指定が平成8年となっておりますので、30年の期間を迎えるのが概ね令和8年となっておりますので、期限を迎える前までに特定生産緑地についても土地の所有者の意向を確認しながら、できる限り特定生産緑地に移行してもらえるように、働きかけ等を行ってまいりたいと考えております。</p>
作山会長	<p>他の自治体は、今年の方が多いですけどね。吉川市は指定が遅かったんですね。吉川市の特徴として、周りに農地があるから、つまり農地的な環境は、十分確保されている。もう一つ、生産緑地というのは、公園や緑地を置くスペースという、市街地内の魅力的なものということで、公園が不足しているような所では、公園的な利用にできないかということを考える必要がある。一方、公園が充実、区画整理もされているような所では、既に公園が整備されているので、そういう所ではいたしかたないのかなという風に思います。一方、生産緑地というのは、なくなってしまうのを防ぐのが難しいので、数が少ないってのもあって、この辺がなくなってしまうと困るなみたいなところは、未然に想定できるので、特に重点検討エリアみたいなもので優先順位を付けられると思うんですね。そういう所について、どう対策を取るか、みたいなものを、特定生産緑地への移行も時間がありますので、少しそういうことも検討しておく必要があるのかなと。もう一つ、公共側に全部お願いするのではなくて、本当に必要であるという、ナショナルトラストですとか、市民レベルで必要だという声が無いと行政も動きにくい。市民をナショナルトラストで集めて、行政も一緒にやりましょうみたいな、そういう必要性が高いのかなと。全部、行政におんぶにだっこということのも現実的には難しいので、仕組みの検討と言いますか、連携、市民との協働みたいなものを進めていければ一番理想だなという感じがします。ナショナルトラストだけで変えるというのは難しいので、一部だけ負担することによって、意向があるところの優先順位の付け方みたいなことが考えられるかなと思います。数が少ないので、そういう対策を未然に検討するというのが私の意見です。</p>
廣木委員	<p>13-1、13-2は、接道はあるのでしょうか。というのも、生産緑地が解除されて宅地となった場合に、利用が厳しいのかなという気がするのですが。</p>

高尾課長	13-1、13-2ともに接道がない状況となっております。
作山会長	すでに所有者に買取りしないと伝えているのか。
高尾課長	買取りしないということで伝えております。
作山会長	参考に、今後の計画は聞いていますか。接道要件のないところを買う民間がいるのかなど。想定で良いんですけども、情報は入っていますでしょうか。
高尾課長	今後の土地の活用については、市では、把握しておりません。
廣木委員	13-3を例えば分筆するとなった場合に、吉川市のまちづくり整備基準条例の最低敷地面積130㎡の決まりは適用されるのか。
前田主幹	土地利用という話であれば、最低敷地面積130㎡の基準は適用されることとなります。既存の他の建物の敷地として再度区画の変更を行うのであれば、全てリセットされます。
作山会長	農地を持ってらっしゃるということで、比較的大規模な敷地を持っていらっしゃる地権者さんだと思われます。自分の敷地の一部も含めて接道のための土地を売って、接道させて開発するというのが考えられるかなと思います。
	【 議事（1）の採決 】
作山会長	それでは、「議第74号 越谷都市計画生産緑地の変更について」採決をいたします。原案につきまして賛成する委員は、挙手をお願いいたします。
全委員	[全員挙手]
作山会長	ありがとうございます。ご異議ないものと認め、賛成することに決定いたします。
	（2）議第75号 越谷都市計画道路の変更について（埼玉県決定） 3・3号 浦和野田線
作山会長	つづきまして、「議第75号 越谷都市計画道路の変更について」を議事

高尾課長	<p>といたします。幹事から説明をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">【 議事（２）の説明 】</p> <p>それでは、私、道路公園課長の高尾から「議第75号 越谷都市計画道路の変更について」説明させていただきます。</p> <p>都市計画道路浦和野田線は、県南東部を東西に連絡する延長8.3kmの広域幹線道路として、昭和34年10月に当初の都市計画決定をしました。その後、昭和62年11月に元荒川工区においてルートの一部を変更し、昭和63年4月に最終決定しています。</p> <p>こちらが、現在の都市計画ルートについてです。赤い点線で示したのが、昭和62年に決定した現在の都市計画道路です。この計画では、河川の改修と併せて、その跡地に道路の整備を行う計画であったため、道路の一部が現在の河川内を通るルートとなっています。しかしながら、現在の河川は、良好な自然環境と景観を形成しているうえ、計画の流量を流すことに十分な断面が確保されていることから、河川の改修を前提とした現在の計画ルートでの整備は困難な状況です。そのため、県において、都市計画変更を視野に入れ、複数のルートを検討してきました。</p> <p>次に、都市計画変更ルートの比較検討についてです。元荒川の現在の状況を踏まえ、道路整備にあたっては、河川に極力、影響を及ぼさないよう、河川環境を最大限保全することでルートを検討してまいりました。これまでに検討してきた変更ルートは、①トンネル案、②橋梁案、③右岸平面案、④左岸平面案です。検討の結果、国道や県道など主要道路との接続による道路ネットワークの強化河川に手を加えないことによる河川環境の保全、日照や地域の物理的分断などの沿道環境等への影響が少ないこと、加えて、事業コストが他案に比べ低いこと、の3点を踏まえると④左岸平面案にて都市計画ルートの変更を進めることが最適だと判断されました。</p> <p>次に、左岸平面案に変更する都市計画変更の概要です。図のとおり出津橋周辺から東武スカイツリーライン付近までの区間において、元荒川の左岸側に沿って道路線形をずらし、元荒川に道路区域が重ならない計画に変更します。また、今回の変更において、資料左下の一覧表にあるとおり、延長が変更となり、新たに車線数を4と定めます。</p> <p>こちらが浦和野田線の変更イメージです。東武スカイツリーライン側から、さいたま市方面を示しています。元荒川の左岸側に沿って、道路の線形をずらし、河川と重ならない計画とします。なお、都市計画法第17条第1項の規定に基づき、都市計画の案を令和4年5月6日から5月20日までの2週間、縦覧に供したところ、縦覧者は3名でございました。また、都市計画法第17条第2項の規定に基づく意見書については、計19通の提出がございました。意見書の要旨と見解につきましては、参考資料の13ページ以</p>
------	--

	<p>降をご参照ください。</p> <p>説明は以上となります。ご審議お願いします。</p> <p>【 議事（2）の質疑・審議 】</p>
作山会長	<p>ありがとうございました。ただいま幹事から議題の説明がありましたが、私の方から、これは県決定の都市計画ですよね。ですから、県の都市計画審議会でも諮って、市の都市計画審議会でも諮っているのはどういう位置付けなのでしょう。市にも、県決定の意見をもらうということによろしいでしょうか。</p>
堀江副部長	<p>この議事は、県が定める都市計画になります。そして、7月に県の都市計画審議会に付議される予定となっており、その前に、越谷都市計画区域の構成する市町に意見照会されたというところで、吉川市としての意見を出すにあたり、都市計画審議会においてご意見を伺うといった流れとなっております。</p>
作山会長	<p>ありがとうございます。それでは、委員の皆さまからご意見ご質問をお受けしたいと思います。</p>
関口副会長	<p>議案書の8ページに延長約8,290mとありますが、参考資料11ページには変更前約8,270m、変更後約8,280mとなっているが、どちらが正しいか。</p>
堀江副部長	<p>参考資料については、県から提供を受けたものを使用していますが、計画書は、縦覧図書のものとなるので計画書の数値が正しいと思われませんが、県に確認します。</p>
作山会長	<p>今回、元荒川工区の計画変更ということで、住んでいる方もいて、もちろん100%賛成という状況ではない。埼玉県景観審議会の副会長をやっております。現地を見て、景観審議会として意見を述べて、今、標準断面みたいになって、住宅側に歩道を広げたり、防音対策をやったりとか、河川沿いが非常に魅力的なところで、文教大学もあって、この道路ができると便利なんです。確かに現在の河川の中を道路というのは乱暴でして、今の時代にはそぐわないかなと。今の変更案の問題は、今住まわれている方にご協力を願うというところで、抵抗感があるということで反対意見が出ているのかなと思います。県決定の広域幹線道路というのは、広い意味マクロな視点で必要性ということが非常に重要になります。どうしても住んでいる方には死活問題なところもあるんですが、もちろん代替地ですとか話をしながら、この</p>

高尾課長	<p>辺は都市計画をご理解いただくしかないのかなと思うのですが。事務局からコメント何かありますか。</p> <p>浦和野田線につきましては、当市におきましても、必要な道路と認識しております。そのために、浦和野田線建設促進期成同盟会を組織しております。今年度で50回目の総会を行っております。同盟会は、さいたま市、越谷市、松伏町、野田市の4市1町で整備促進を図っているところであり、その中で要望活動も行っているところがございますので、当市としては、浦和野田線が必要な道路と考えており、できるだけ早く整備されることを望んでいるところがございます。</p>
作山会長	<p>反対意見もあるということを踏まえて、私たちはそれを無視するというわけではなくて、反対意見があった部分を検討のところできっちり議論したということが大事です。反対の意見があったから、通す通さないではなくて、それも含めてどういう風に審議会として判断するのかということですから、両方の意見、推進してほしいという意見もありますし、吉川の場合は道路問題と言いますか、生活には重要だというのはあると思いますので、両方の意見を踏まえて、判断する必要があるかなと思います。</p> <p>いかがでしょうか。ご意見ご質問ございますか。</p>
遠藤委員	<p>ここの景観は、となりまちの私たちにとっても、通るたびに良いなという感じがあるのですが、参考に、元荒川と浦和野田線の道路計画の間は、開けて景観を保存するという考え方で良いのか、土手にギリギリ道路が配置される計画となっているのか。資料で見るとギリギリみたいな感じがするんですが、計画について教えていただきたいというのと、この意見の中で、この地域の反対の意見もあるので、そういった中で道路計画が買収によって進めていく中で、今後、道路がかかるってということもありえると思うんですね。逆に言うと最短で行っちゃうということもありますし、また、神社もあるということで、それについての懸念も書いてあったんですが、そこら辺も含めてやはりどのくらいの買収計画とか、そこら辺の懸念が大きいなというのがあるので、説明会において県も説明しているということなんですが、住民にとってはいろんな意見や質問に対して十分な納得いくような回答が得られていないと、こういう意見も出されているんですが、意見として、どれも大事なことは分かりますが、今住んでいる方々の意向、これからの生活があるわけなので、十分配慮していただかないと、私にとっては説明会での対応は十分ではないと思っていますので、十分に配慮した対応をしていただきたいと要望するしかないと思います。</p>
作山会長	<p>ただいま、2つのご意見があったと思うんですが、1点目について、景観</p>

	<p>審議会としての意見をまとめております。都市計画というのは、幅員、ルートの変更ですね。標準断面は出しますが、標準断面でやるかどうかは別なんです。都市計画審議会は、ルートの変更、都市計画というのは、線だけですから。それが、写真で言うと、左岸の土手が非常に気持ち良い散策路になっているんですね。そこまで残すということなんです。そこから、道路になって少し土手になってちょっと下がったところに道路があるというような計画になっている。川沿いは基本は散策路を中心に歩けば良いので、住宅側を歩道を広げて、防音対策の緑地とか防音のパネルとか入れながらやっていくみたいな提言をしておりますが、この辺については、まだ事業が進んでから設計になるので、概ね今の魅力的な川沿いの散策路や緑については、残すというような考えだと聞いております。</p> <p>もう1点目が、早くから勉強会ですとか、そういった対応はしていると聞いているのですが、その辺については、やっちはいるものの色んな意見があって、通常の上意下達的に計画して、あとで住民にも知らせるというよりは、都市計画を変更する前に徐々に住民に情報を伝えていくというようなことだと思っておりますけれど、これについて少し補足説明いただけますか。どういう手続きで地元に入って行ったか。</p>
海老原委員	<p>参考資料の24ページに書いてあるのですが、住民説明に対する意見というところですが、これまで合意形成に向けて進めてきたというところを書いてあります。この都市計画の変更に向けて平成30年から令和2年度まで説明会を地区ごとにのべ14回実施しております。その際に、876名の方が参加したという状況になっております。その後、3月にコロナ禍であったので、県のホームページに都市計画全体の話の説明資料に掲載をしました。それで、どういった計画で進めていきたいという話を紹介しており、質問が約150出てきて、それについての回答も4月に掲載している状況となっております。その後、令和3年度5月に、地下方式が良いという意見が出され、署名もありましたので、それを受けて再度、令和3年10月に改めて対面での説明会を8回実施して、のべ249名の参加をいただいている状況でございます。地元の方もそうなんですけれど、その他にも環境団体の方ですとか、そういった方々も交えながら合意形成がとれるよう説明を実施してきた状況でございます。都市計画が仮に決定したとしても、今後も引き続きご説明しながら事業を進めてまいりたいと考えております。</p>
作山会長	<p>地下方式の案もありましたが、一見、地下方式は良いように思うのですが、地下方式にすると接道の部分を広くしたりとか、影響範囲が大きくなったりするんですね。圧倒的に事業費が高いですから、潤沢にお金があれば地下方式が良いんですが、これは、外環道も同じで理想は地下とかでいければ良いんですが、そんなに簡単にできないので。とはいえ、地元の意見をこれまで</p>

	<p>14回説明会をやっているということで、全く無視はしていない。一方、地元の合意ということで、地元が何を要望するか、流れが結構重要で、つまり反対をするというだけの要望ではなく、もし作るとしても最低限こういうことはやってほしいというものまでちゃんと要望が出されているか、ということですね。景観審議会では、住宅地に配慮する道路の作り方、変則断面でも良いから色々工夫してやった方が良いんじゃないかというような意見が出ていますが、100%理想的にできるとは限りませんが、できるだけ地域への負担を少なくするような配慮は必要だろうという意見は出てるんですが、この辺について不安とか疑問とかについて何かありますか。ここに書かれていないようなことがあったら教えてください。</p>
<p>斎藤委員</p>	<p>発言権あるか分からないんですけど、私は文教大学に通っているものなんで、出津橋から向こう側を見たときに、ここの風景は越谷市で一番美しいという風に表示されているんですね。だから、景観を守っていただくというのが絶対かなと一つ思うのと、文教大学に通う学生の通学路なんですね。ですから、安全対策をきちっとやらないと。本当にやる必要があるのは、人通りの多い道を整備することの方が先なんじゃないのって、吉川市の人間が越谷市のことを言う必要はないと思うけど、そういう風を感じてます。</p>
<p>成瀬委員</p>	<p>教えていただきたいんですけど、マクロ的な観点だと会長がおっしゃって、そしたらどこかに通すしかない、そのスタンスに変わりない。ただ、地域の方にとって、今まで住んでいたところに住めなくなるというのはきついことだと思うんですね。でもしょうがない、でもその代わりこんな良いことがあるというような、例えば、出津橋はすごく狭くて文教の学生が終わった後必ずガードマンが立って整理してらっしゃるんですね。だから、橋を地域の方が生活するのに便利なように整備するからとか、プラスアルファみたいなことはないんでしょうか。</p>
<p>作山会長</p>	<p>市の都市計画審議会では、地元が不安に思っているような部分の対策をぜひ工夫してほしいというような要望を出すということでよろしいんじゃないかと思えますね。通常の標準断面で作るということではなくて、ある程度地域、地元で迷惑をかける広域幹線道路ということで、やはり防音対策とか緑や河川環境の魅力的な緑をさらに高める工夫、さらに住宅地の環境を守るための工夫、それが植栽を植えたり大きい街路樹を植えたり、そういう様々な工夫をして、ここだけ他とは違うかもしれないけれど、できるだけ住宅地に迷惑をかけないと言いますか、そこを軽減できるような工夫をぜひ道路整備でしてほしいというような要望を市の都市計画審議会に出していきたいなと思えますが、よろしいですかね。</p>

海老原委員	<p>具体的に出津橋の話ですが、出津橋についてはもともと地元の方から、狭くて南荻島から北越谷駅方面に行く人が多いという状況で、授業後なんですが非常に多いんですね、交通量が。ですから、そこについての人流の確保をしっかりとやっていく必要性というのは、実際は越谷市が管理している橋なので越谷市がやることになるのですが、そこに県もしっかり入りながらスムーズな交通ができるような形での、いずれにしても、架け替えになりますので、そういった形で考えていきたいという風には思います。</p>
関口副会長	<p>この地区についてもずっと長い間歴史があつてですね、都市計画区域は一緒ですけども、基本的には直接的な影響はない話ですが、景観を守るということで、もともと河川を変更する予定ですから、それが全体の流れの中で河川を今のまま残して計画道路にする。民地側の方を通すということで、民地側の方は区画整理をやっておりまして、区画整理をやって30数年経っており、建替え時期を迎えているんですね。この時期を逃すと建替えてしまいます。景観を守りたいということにおいては、皆さん同じ気持ちを持っております。ただ、できる範囲がどこかと言うと、地下でトンネルを掘るとというのが地元の意見だが、トンネルは、深さなどいろんな面で、掘ると水が出たりとかもします。地域の方のご理解を得られていないという点もありますが、地域のもの、風景を残しながら、道路ネットワークを確保するためには、住宅の代替地を提供できるようなシステムを作っていくと、民地側に寄せるというのがベストであるというのが、この計画の変更の基本なんですね。おそらく都市計画決定のときにもそういう意見がでると思いますが、地域と十分対応して事業を執行してほしい。そういう意味では、時間が経ってベストな案になってきているという理解でいますが、何人かの方にはどうしても土地の問題がありますから、ご負担をかけてしまうことを地域の公共の福祉と組み合わせて、100点は取れないのではないかなと思います。地域の方々にリターンをどのくらい出せるかだと思います。全体の地域の河川の流れの中でこういう計画に変更されたのは、今の地域の風景を守る中では、ベストな案じゃないでしょうかというご理解をいただければ良いのではないのでしょうか。</p>
堀江副部長	<p>先ほどの都市計画道路の延長ですが、県に確認したところ、約8,290mが正しい数字となります。</p>
作山会長	<p>よろしいでしょうか。 繰り返しますが、都市計画道路を住宅地域に寄せるのであれば、それなりの防音、騒音、排気ガス対策をしてほしいということでもありますので、是非こういう意見を踏まえて、道路整備にて工夫していただきたいということで、吉川市都市計画審議会としては、そういう工夫を県にお願いするとい</p>

	<p>うことで採決を行いたいと思います。</p> <p>【 議事（２）の採決 】</p>
作山会長	<p>それでは、「議第75号 越谷都市計画道路の変更について」採決をいたします。原案につきまして賛成する委員は、挙手をお願いいたします。</p>
全委員	<p>〔 全員挙手 〕</p>
作山会長	<p>ありがとうございます。ご異議ないものと認め、賛成することに決定いたします。</p> <p>それでは、以上をもちまして、本日諮問された二つの議案の審議が終了いたしました。議案の審議結果につきましては私から市長あてに速やかに答申させていただきますので、ご了承願います。</p> <p>それでは、これをもちまして、議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p>
司会(油川副主幹)	<p>作山会長には、長時間に渡り、議事進行を務めていただき誠にありがとうございました。また、委員の皆様におかれましても慎重なご審議、誠にありがとうございました。</p> <p>それでは、以上をもちまして、本日の審議会の内容は、全て終了いたしました。なお、次回の都市計画審議会の予定でございますが、現在のところ、11月頃を予定しているところでございます。</p> <p>案件といたしましては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南中学校東側地区における準防火地域の指定について ・吉川美南駅東口周辺地区における都市計画変更について <p>以上の2点を予定しております。</p> <p>なお、今後、これらの都市計画の決定に係る案の縦覧などの手続きにつきましては、市の広報やホームページなどで広く市民の方々へ周知してまいりますので、委員の皆様も広報やホームページなどでご確認いただければと存じます。</p> <p>最後に、参考資料の13ページ以降でございますが、県の都市計画審議会前ということで、見解が書いてある資料につきましては、回収をさせていただきます。</p> <p>それでは、これをもちまして、第40回吉川市都市計画審議会を閉会いたします。</p>

以上、会議の内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 4年 7月 8日

署名委員 宇野 直樹

署名委員 齋藤 和雄